

○松本市上下水道局指定給水装置工事事業者の違反行為に対する処分要綱

平成27年3月31日

上下水道局告示第4号

(目的)

第1条 この要綱は、松本市上下水道局指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年上下水道局管理規程第23号。以下「規程」という。）第8条の規定による松本市上下水道局指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）の指定の取消し及び規程第9条の規定による指定工事業者の指定の停止の処分（以下これらを「処分」という。）の基準等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(違反行為の調査、報告等)

第2条 管理者は、指定工事業者に規程第8条各号のいずれかに該当する事実（以下「違反行為」という。）があると認められるときは、管理者が指定する職員をしてその事実関係の調査を行う。

2 前項の調査を行った職員が違反行為を確認したときは、上下水道局指定給水装置工事事業者違反報告書（様式第1号）により上下水道局長に報告するものとする。

(違反行為の審査)

第3条 上下水道局長は、前条第2項の規定による報告を受けたときは、違反行為を行った指定工事業者に付与する点数及び処分について、速やかに松本市上下水道局指定給水装置工事事業者等審査委員会規程（平成11年上下水道局管理規程第9号）に規定する松本市上下水道局指定給水装置工事事業者等審査委員会（以下「審査会」という。）の審査に付する。

(処分の基準等)

第4条 管理者は、審査会の審査結果により、違反行為のあった指定工事業者に対し、別表第1に定める違反行為の項目の区分に応じ、当該区分に定める点数を付与し、別表第2に定める累積点数の区分に応じ、当該区分に定める処分を行う。

2 前項の場合において、違反行為が別表第1に定める二つ以上の違反行為の項目に該当するときは、それぞれの点数を加算する。

3 前2項の規定により違反行為を行った指定工事業者に対して付与された点数は、第1項の処分を受けた日又は第6条の指導を受けた日から起算して2年を経過する日までは消滅しない。

(処分の通知)

第5条 管理者は、処分を決定したときは、処分を受ける指定工事業者に速やかに処分決定通知書（様式第2号）により通知するとともに、規程第10条の規定により公示し、関係機関に通知するものとする。

(指導)

第6条 管理者は、第4条の規定により指定工事業者に付与した累積点数が処分の対象となる点数に満たない場合であっても、当該指定工事業者に対し、指導通知書（様式第3号）により指導を行うもの

とする。

(処分後の工事施行)

第7条 指定工事業者が処分を受けた時点において未竣工の工事があるときは、当該工事に限り、その完了までの施工及びそれに付随する届出その他の行為を続行することができるものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年6月1日から施行し、同日以後に行われる違反行為に対する処分から適用する。

附 則 (平成28年3月31日上下水道局告示第1号)

(施行規則)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に、松本市上下水道局指定給水装置工事業者の違反行為に対する処分要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示による改正後の松本市上下水道局指定給水装置工事業者の違反行為に対する処分要綱の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則 (令和元年9月19日上下水道局告示第2号)

(施行期日)

1 この告示は、令和元年12月14日から施行する。ただし、別表第1第5項第5号の改正規定は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に、松本市上下水道局指定給水装置工事業者の違反行為に対する処分要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示による改正後の松本市上下水道局指定給水装置工事業者の違反行為に対する処分要綱の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 この告示による改正前の松本市上下水道局指定給水装置工事業者の違反行為に対する処分要綱による様式は、当分の間、この告示による改正後の松本市上下水道局指定給水装置工事業者の違反行為に対する処分要綱による様式とみなす。

別表第1 (第4条関係)

違反行為の項目	付与する点数	関係条例等
1 不正な手段により指定工事業者の指定を受けたとき。	300点	規程 第4条

		第8条
2 指定の基準を満たさなくなったとき。		
(1) 主任技術者を置かなくなったとき。	300点	規程 第5条 第8条
(2) 規程第5条第2項に定めのある機械器具を有しなくなったとき。	300点	
(3) 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を行うことができない者であることが判明したとき。	300点	
(4) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であることが判明したとき。	300点	
(5) 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	300点	
(6) 指定を取消され、その取消しの日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	300点	
3 変更等の届出をしないとき又は虚偽の届出をしたとき。		
(1) 事業所の名称及び所在地の変更届を指定期間内に提出しないとき。	50点	規程 第7条 第8条 第9条
(2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名の変更の届出を指定期間内にしないとき。	50点	
(3) 法人にあっては、役員の氏名の変更の届出を指定期間内にしないとき。	50点	
(4) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号の変更の届出を指定期間内にしないとき。	50点	
(5) 虚偽の届出をしたとき。	50点	
4 主任技術者の選任等に違反したとき。		
(1) 指定工事業者の指定後、指定期間内に主任技術者の選任をしないとき。	300点	規程 第8条 第9条 第12条
(2) 選任した主任技術者が欠けたとき、指定期間内に新たな主任技術者の選任をしないとき。	300点	

	(3) 主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。	50点	
	(4) 主任技術者の兼務により職務に支障が生じたとき。	100点	
5 事業の運営に関する基準に従わず、適正な事業の運営をすることができないと認められるとき。			
	(1) 給水装置工事ごとに主任技術者を指名しないとき。	100点	規程 第8条 第9条 第13条
	(2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させないとき。	100点	
	(3) あらかじめ管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。	50点	
	(4) 主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の研修機会の確保をしなかったとき。	50点	
	(5) 水道法施行令第6条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。	100点	
	(6) 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。	50点	
	(7) 指名した主任技術者に、施工した給水装置工事ごとに工事記録を作成させなかったとき。又は、当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき。	50点	
6	設計審査を受けるため設計審査に係る申請書に設計書を添えて申請しなかったとき又は設計審査後に当該給水工事を変更し、若しくは中止しようとするときに届出書を提出しなかったとき。	100点	松本市水道事業給水条例（昭和34年条例第46号。以下「条例」という。） 第8条第2項 松本市水道事業給水条例施行規程（平成10年上下水道

		局管理規程第 22号。以下 「施行規程」と いう。） 第4条第1項 第11条第1 項及び第3項 規程 第8条 第9条 第15条
7	工事検査の申請・検査及び手直し検査をしなかったとき。	条例 第8条第2項
	(1) 規程第15条の工事検査に係る申請書による申請をしなかったとき。	100点 施行規程 第12条第1
	(2) 工事検査の結果、手直しを要求されたにもかかわらず、指定期間内に手直しを行わなかったとき。	100点 項 規程
	(3) 手直しの検査を受けなかったとき。	100点 第8条 第9条 第16条
8	規程第17条の主任技術者の立会いについて、管理者の求めに対し 正当な理由なくこれに応じないとき	100点 規程 第8条 第17条
9	規程第18条の報告又は資料の提出について、正当な理由なくこれ に応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	100点 規程 第8条 第18条
10	施工する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。	
	(1) 指定の効力の停止期間中に松本市の給水区域において 工事を施工したとき。	300点 規程 第8条
	(2) その他施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害 を与え、又は与えるおそれが大であるとき。	100点

別表第2（第4条関係）

累積点数	処分
150点以上となったとき。	指定の効力の停止 1月
300点以上となったとき。	指定の取消し

様式第1号(第2条関係)

上下水道局指定給水装置工事事業者違反報告書 年 月 日 (宛先)上下水道局長 次のとおり違反行為を確認したので、松本市上下水道局指定給水装置工事事業者の違反行為に対する処分要綱第2条第2項の規定により報告します。 記	
指定工事業名及び主任技術者氏名	
違反行為の項目	
違反の状況等	
事情聴取の内容等	
確認日	年 月 日
確認場所	
報告者職・氏名	
意見等	

様式第2号(第5条関係)

処分決定通知書 第 号 年 月 日 住所 氏名又は名称 (代表者氏名) 様 松本市長 印 下記のとおり処分を決定したので、松本市上下水道局指定給水装置工事事業者の違反行為に対する処分要綱第5条の規定により通知します。 記	
違反行為に 対する処分	☐ 指定の取消し (松本市上下水道局指定給水装置工事事業者に関する規程第8条) ☐ 指定の効力停止 年 月 日から 年 月 日まで (松本市上下水道局指定給水装置工事事業者に関する規程第9条)
処分の理由	
処分に関する 累積点数等	前回までの点数 点 点 今回の処分点数 点 累積点数 点
処分年月日	年 月 日
処分に対する 審査請求 に関する教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます(なお、この通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。) 2 この処分の取消しを求める訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して6カ月以内に松本市を被告として(訴訟において市を代表する者は松本市長となります。)提起することができます(なお、この通知を受け取った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6カ月以内に処分の取消しを求める訴えを提訴することができます。

様式第3号(第6条関係)

指導通知書	
第 号 年 月 日	
住所 氏名又は名称 (代表者氏名) 様	
松本市長 印	
松本市上下水道局指定給水装置工事事業者に関する規程に違反する行為を確認したので、松本市上下水道局指定給水装置工事事業者の違反行為に対する処分要綱第6条の規定により指導します。 今後は、このような違反行為のないよう、水道法及び関係法規並びに松本市水道事業給水条例及び関係規程を遵守の上、業務を行うよう十分留意してください。 記	
違反行為の項目	
違反行為に対する 点数の付与	点
累積点数等	点
その他留意事項	今回付与された点数は、付与された日(指導通知書記載の日付)から2年間は消滅しません。この期間内に再度違反行為があったときは、点数が累積加算されます。

様式第1号（第2条関係）

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第6条関係）